

答申第1号

答申

1 審査会の結論

諏訪グランド東側に建築する多目的拠点建物の「建築基準法第12条第5項の規定による報告書」の全部の書類の公開請求に対し、伊賀市長が平成20年3月14日付け19伊都第1393号で行った部分公開決定のうち非公開とした「建物改善内容図」は公開すべきである。

2 異議申立の趣旨

平成20年3月18日付けで、異議申立人が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。）の規定に基づき行なった前記請求について、設計図書のうち「建物改善内容図」を公開しないとする旨の決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の部分公開理由説明要旨

図面のうち「建物改善内容図」は、設計者の創意工夫性、著作物性があるとみとめられ、条例第7条第3号に該当する、法人その他団体に関する情報である。

但し、同号但し書きアの規定により公にすることが必要であると認められる情報であるときは、条例第15条第2項第1号の規定により、当該第三者に対して意見書を求めなければならないため、平成20年3月6日、当該第三者に意見を求め、翌日に反対意見書が提出された。それによると、著作物性のある工法の流出につながり、他社に対する技術的優位性を損なうため、公開を望まないと主張しており、その主張には理由があるものと認められたため、当該図面について非公開とした上で、部分公開とした。

4 異議申立の理由

諏訪区が諏訪グランド東側に建築している多目的拠点施設について、区の方針が費用対効果の点で相当かを判断するために、行政情報の請求を平成20年2月29日付けで行ったが、「建物改善内容図」を非公開とした上で、部分公開とした処分は不当である。

5 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

実施機関は、本件「建物改善内容図」は設計者の創意工夫を凝らした知的財産であり、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められると説明している。しかしながら、本件「建物改善内容図」は設計者が創意工夫を凝らした知的財産であるという具体的な根拠が実施機関において示されておらず、また、当審査会においても当該図面を閲覧して検討したところ、設計者が創意工夫を凝らした知的財産であるという判断に至らないことから、本件「建物改善内容図」は一般的な図面であると評価するほかはない。

したがって、本件「建物改善内容図」を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年3月24日	・ 諮問書受理
平成20年3月28日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 异議申立人陳述 ・ 審議 （第1回審査会）
平成20年4月10日	・ 審議 ・ 答申 （第2回審査会）